

浜松市P T A連絡協議会

会長 有薗亮太郎 様
成人教育委員長 金子 友子 様

浜松市P T A連絡協議会指導者研修会での質問内容に対するご回答

先日の指導者研修会では、このような機会を設けていただきありがとうございました。

参加された皆様から、率直なご意見を伺うことができ、私たちも大変有意義な時間となりました。ご意見いただきましたことをできる限り今後の施策に反映できるよう、努めてまいります。

以下、いただいたご質問に対し、回答をさせていただきます。ご不明な点等ございましたら、浜松市教育委員会指導課（457-2411）までご連絡ください。

① 地域クラブが整っている、整っていないの判断はどのようにしますか。

→「地域クラブの体制が整わない場合は、部活動指導員による部活動を経て地域クラブへ移行」としております。部活動指導員の配置は年度当初から始まるため、まずは生徒が希望し、参加できる地域クラブがあるかないかが1つの判断基準になると捉えています。なお、指導課としては、今年度中の各学校の設置部活動の方向性を調査し、動向を把握していきます。

② 中体連はなくなりますか。

→中体連（中学校体育連盟）は浜松市とは別の組織のため、市として回答することはできませんが、現在のところそのような情報は得おりません。

③ 学校教員への周知度合いが十分でしょうか。

→これまでもたよりや管理職等を通じて周知を図ってきましたが、まだまだ十分でないことは認識しています。10月の市ガイドライン（案）公表後には、教員を含む市民向けの説明会を開催したり、依頼があれば学校へ訪問し職員に説明したりする機会をできる限り確保したいと考えています。

④ 練習試合や合同練習は土日に行われることが多いですが、公式戦以外は今後できなくなるのですか。

→学校部活動として休日に練習試合や合同練習をすることはできません。地域クラブ活動として行うことは可能です。

⑤ 小学校への周知をお願いしたい。（部活動がなくなる噂が先行し、中学入学時に民間クラブへ加入済みで、部活動に加入する人が減少してしまっているため）

→10月の市ガイドライン（案）公表後には、小学校への周知も積極的に行いたいと考えています。児童生徒保護者にとって分かりやすいリーフレットや動画等も作成して周知を図りたいと考えています。

⑥ 完全ボランティアでの対応はできるのですか。

→指導者等の謝金については、各クラブで決めていただくことになります。ただし、市として、各クラブに対し、指導者側がボランティアで行いたいというご希望に対し、それを妨げるようなことはありません。

⑦ 不適格な指導者がいるクラブの場合、はまくるの契約は解除できるのですか。また、そのような人たちをしっかり精査できる機関はありますか。

→はまくるの認定要件には、「コンプライアンス意識の徹底」が示されています。市としましては、そのような不適切な指導が疑われる場合、必要に応じて調査や改善の指導を行ったり、改善が図られない場合は、指導者のはまくる人材バンクからの取消をすること等が想定されます。

はまくるに加盟するクラブの指導者については、全員人材バンクに登録をしていただき、確認をしていくこととしていますが、より具体的な方法等は、今後検討してまいります。

⑧ 地域クラブに移行した場合、送迎バスは利用できるのか。クラブに参加したいが、バス、電車が利用できない場合はどうしたらよいのか。

→地域クラブ活動は部活動ではないので、現状のようにスクールバスを活用することは難しくなります。ただ、特に山間地における移動手段については、これまでの本市地域クラブ活動協議会でも議論となっており、できる限り保護者の方の負担が軽減できるような方策を講じていく必要があることは認識しています。引き続き検討をしてまいります。